

後期高齢者医療制度

～平成23年度の保険料のお支払について～

後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆様にご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆様が将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますよう、お願いいたします。

保険料額は、6月又は7月に個別にお知らせしますので、ご確認ください

平成23年度保険料の計算方法（保険料率は、平成22年度と変わりません）

$$\begin{array}{l}
 \text{均等割} \\
 \text{1人当たりの額} \\
 \text{44,192円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{所得割} \\
 \text{本人の所得に応じた額額} \\
 \text{(平成22年中の所得 - 33万円) ×} \\
 \text{10.28\%}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{1年間の保険料} \\
 \text{(100円未満切り捨て)}
 \end{array}$$

1年間の保険料の上限額は50万円です。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料の軽減

均等割の軽減（年額）

軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

《所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます》

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	年額 4,419円 (39,773円軽減)
33万円	8.5割軽減	年額 6,628円 (37,564円軽減)
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) 単身世帯の方は該当しません	5割軽減	年額 22,096円 (22,096円軽減)
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	年額 35,353円 (8,839円軽減)

所得割の軽減（年額）

被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払は、

「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、蘭越町税務課税務係へお申し出ください。

- ◆お申し出の際に必要なもの～ご本人の保険証、預金通帳とお届け印

「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いいただきます。

- ◆年金額が18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）

- ◆介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上の方

なお、この制度に加入してからおよそ半年間は、「年金からのお支払い」ができません。「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

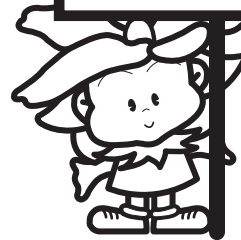
後期高齢者医療保険料扶助制度

蘭越町では独自に、高齢者の経済的負担の軽減を図り、安心して医療が受けられるよう、保険料の一部を扶助しています。

《扶助対象者》

- ・蘭越町に住所を有し、後期高齢者医療に加入している方。
- ・75歳以上の高齢者世帯（配偶者がある場合は、配偶者が70歳以上）で、世帯の前年の合計所得金額合算額が125万円以下である方。

○ 独自の事業



お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

電話 011-290-5601

蘭越町役場 税務課 税務係

電話 57-5111 内線243

地上デジタル放送完全移行

7月24日まであと 39日

アナログ放送終了まで、あと39日です。地上デジタル放送を見るための準備はお済ですか？7月1日からテレビの通常番組画面上にアナログ放送終了日までのカウントダウンのお知らせが表示されます。

地デジのことなら

「デジサポ」へ
地デジでお悩みの人やお困りの人は、「デジサポ」へお気軽にご相談下さい。地デジ受信の方法や視聴方法をなどをアドバイスします。

☎ 011-351-1155

平日 午前9時～午後9時

土日祝 午前9時～午後9時

悪質商法にご注意を!!

テレビの調査会社やアンテナ工事業者を装って高額な工事費用を請求する悪質商法が多発していますので、十分注意して下さい。